

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算審査意見書

第1 はじめに

1 天神川流域下水道事業について

天神川流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）（注1：説明は、巻末の用語説明を参照。以下の注も同様。）は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、天神川及び東郷池の流域6市町（現在は市町合併により4市町）を処理区域として、昭和59年1月から供用を開始した。

2 地方公営企業法の適用について

下水道事業は、官庁会計（注2）（特別会計）により運営していたが、経営や資産の状況等を正確に把握して経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等（注3）を適用している。

これに伴い、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された令和2年度天神川流域下水道事業会計について、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して、審査するものである。

3 下水道事業の運営等について

処理区域は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の4市町で、維持管理及び建設改良に係る費用は市町からの負担金を中心に賄われている。

なお、下水道事業の運転に関する業務や施設設備の維持管理等については、地方自治法第244条の2第3項の規定及び鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号。以下「条例」という。）第11条に基づき、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）（注4）を指定管理者（注5）に選定し、業務を行わせている。

第2 審査の概要

令和2年度公営企業会計の決算の審査に当たっては、知事から提出された決算及び決算附属書類について、次の点を重点に関係諸帳簿、証書類等を確認して実施した。

1 決算の計数は、正確であるか

2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、関係諸帳簿、証書類等との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係者から聴取、また、令和2年度決算に係る定期監査及び令和2年度の例月現金出納検査並びに公社に対する令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査（注6）の結果も参考

に審査を実施した。

なお、審査の実施に当たっては、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、常に事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意した。

第3 審査の結果

審査に付された決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合しおおむね正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

なお、指定管理者である公社について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について監査したところ、比較的軽易な注意すべき事項があった。

第4 審査の意見

次のとおり審査意見を付するので、検討し善処されたい。

1 現 状

下水道事業は、昭和47年に1日当たりの計画処理能力を16万 m^3 とした全体計画を策定し、昭和59年1月に一部施設を整備して供用を開始した。

しかし、平成11年度には諸情勢の変化により当初計画の伸びが期待できないとして、1日当たりの計画処理能力を10万 m^3 に、平成21年度には4万 m^3 に、さらに平成26年度には現在の3万2,000 m^3 に変更、1日当たりの現在処理能力も3万2,000 m^3 となっている。

令和2年度の1日当たりの平均処理水量は2万286 m^3 で、処理可能人口（注7）は令和3年3月末現在で5万6,263人、水洗化人口（注8）は5万1,596人で、水洗化率（注9）は91.7%となっている。（P.90、91参照）

下水道事業については、市町からの負担金を中心に賄われており、管理事業費負担金（注10）と建設事業費負担金（注11）からなるが、管理事業費負担金は主に維持管理費に充当するもので、その金額は、各市町から流入する流入汚水量（注12）に m^3 当たりの単価（以下「単価」という。）（令和元年度～3年度：1 m^3 当たり93円）を乗じて算定している。

なお、単価は市町と協議の上、県議会の議決（単価を改訂する場合）を経て、市町と覚書を締結しており、3年毎に見直しも行っている。

令和2年度の有収水量（注13）は、728万4,405 m^3 で、令和元年度に比べ8万5,884 m^3 増加（101.2%）し、負担金額は6億3,051万円（1万円未満切り捨て。以下同じ。）となり、前年度から1,187万円増加した。（P.91参照）

その主な要因として、12月から1月にかけての降雪及び低温時における凍結防止や積雪時の融雪のための水道使用によるものと県、市町では推測している。

令和2年度の経営成績は、経常損益が1億317万円の利益、純損益が1億435万円の利益といずれも黒字となった。(P.94参照)

下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、これまでの官庁会計から公営企業会計となった。このため、決算審査において、損益計算書等の地方公営企業法の財務規定等に基づいて新たに作成するものについては、当年度の数値のみを記載する。

2 課題及び意見について

(1) 天神川流域下水道管理運営委託（以下「指定管理委託」という。）について

下水道事業については、昭和59年1月の天神川流域下水道の一部供用開始から公社（当時は、財団法人天神川流域下水道公社）に維持管理及び運営業務を委託、また、平成21年4月からは地方自治法第244条の2第3項及び条例第11条の規定に基づく指定管理者に選定して、運転管理、水質管理、保守管理、設備管理、薬品調達業務等を行わせている（現指定管理期間：令和元年度～令和5年度）。

供用開始以来、適正な管理運営が継続されており、令和元年度の指定管理業務点検においても、指定管理施設所管課（生活環境部くらしの安心局水環境保全課）は公社に対し「施設の維持管理・緊急時の対応等について、適切な管理とコスト意識を持った運営がなされている。」と評価している。

また、指定管理委託料の節減にも努め、令和2年度には、県との連携も図りながら、エネルギー管理の徹底による電気使用量の削減や水中攪拌機運転方法（注14）の見直しなどのコスト削減も行い、最終的な指定管理委託料は4億3,609万円となり、予定していた4億9,820万円に対し6,210万円の減額となった。

については、今後とも適切な執行を図り、委託業務などの継続的な見直しによる経費の削減等に配慮しながら業務運営を図られたい。

(2) 不明水（注15）（雨天時等浸入水）対策について

下水道管渠に流入する雨水や地下水などの不明水に対する対策は、全国的な課題となっており、分流式下水道（注16）である天神川流域下水道でも同様の課題と捉えている。

県や市町では、適時、それぞれが管理している管渠の調査等を実施し、管渠更生工事（注17）などを講じてきたところではあるが、現状においても、降雨時には不明水の発生が見られ処理費用の増加にもつながっている。

近年は、調査研究の成果により、雨天時での不明水が多い処理区の特定ができつつあるもののすべての箇所の特定には至っていない。

については、本事業の経費を負担している受益者（注18）の理解を得ながら事業を継続していく観点からも、流域市町や公社とも相互に連携、情報交換も行いながら、引き続

き、不明水対策のための調査研究を進め対策を図られたい。

また、流域下水道は県民の生活に欠くことのできない重要な社会インフラ（注 19）であり、大規模災害などにより機能が停止した場合には、住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。令和 3 年 7 月上旬における豪雨では 1 日当たりの処理能力 3 万 2 千 m³ に対し、7 万 m³ を超える流入量が確認された。この際には着水井ゲート（注 20）の開閉調整、揚水ポンプ（注 21）のフル稼働等による対応を行うとともに、市町等と連携して住民に対して水道使用を控えるよう広報を行う等の対応により、豪雨等による処理能力を超える汚水等の流入による不完全な汚水処理や終末処理場（注 22）の機能停止等を回避できたが、引き続き備えを万全にする必要がある。

については、引き続き、関係者等による定期的な訓練の実施や流域市町との積極的な情報共有、協力体制の構築による緊急時の対応に努められたい。

第 5 経営の状況

下水道事業の経営の状況は、次のとおりである。

1 事業の概要

下水道事業は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的に天神川流域の市町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町）の下水道により排除される下水を受け、これを処理する事業を行っている。

業務量実績

区 分		単 位	令和 2 年度 (A)	令和元年度 (B)	増・減 (A) - (B)
処理場	計画処理能力	m ³ /日	32,000	32,000	0
	現在処理能力	m ³ /日	32,000	32,000	0
	現在最大処理水量	m ³ /日	31,739	25,774	5,965
	現在平均処理水量	m ³ /日	20,286	20,576	△290
	年間総処理水量	m ³	7,404,398	7,607,649	△203,251
	年間有収水量	m ³	7,284,405	7,198,521	85,884
	汚泥処理能力（注 23）	汚泥量 m ³ /日	95	95	0
		含水率%	96	96	-
年間総汚泥処分量	m ³	33,503	37,104	△3,601	
ポンプ場	排水能力（注 24）	m ³ /日	5,040	5,040	0

注 有収水量から市町負担金を算定している。

市町からの負担金の状況

市町村名	管理事業費負担金		建設事業費負担金（円）
	流入汚水量(m ³)	負担金額（円）	
倉吉市	4,568,076	396,071,016	169,307,977
湯梨浜町	1,729,166	149,743,481	42,283,366
三朝町	756,587	64,782,774	30,790,070
北栄町	230,136	19,918,264	6,930,882
令和2年度計	7,283,965	630,515,535	249,312,295
令和元年度計	7,200,165	618,646,535	66,534,535

注1 消費税等を除く。

注2 管理事業費負担金については、2月～3月分の流入汚水量を翌年度の収入としている。

注3 建設事業費負担金については、前年度の建設事業に係る繰越分を含む。

注4 建設事業費負担金は、貸借対照表の繰延収益、長期前受金に含まれる。

天神川流域内の処理可能人口、水洗化率（接続率）等

（令和3年3月31日現在）

区 分	倉吉市	湯梨浜町	三朝町	北栄町	合 計
流域内行政人口（人）（注25）	45,956	14,271	6,282	7,318	73,827
処理可能人口（人）	36,677	13,022	4,340	2,224	56,263
普及率（%）（注26）	79.8	91.2	69.1	30.4	76.2
水洗化人口（人）	32,385	12,839	4,169	2,203	51,596
水洗化率（接続率）（%）	88.3	98.6	96.1	99.1	91.7

注1 湯梨浜町は旧泊村を、北栄町は旧大栄町の人口を除く。

注2 北栄町の普及率は、旧北条町の行政人口のうち、天神川流域下水道での処理が可能な人口の割合に対するもの。

2 決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	増・減 不用額	決算額の主なもの
収 入	流域下水道事業収益	1,294,124,000	1,346,564,238		52,440,238	
	営 業 収 益	482,237,000	498,585,977		16,348,977	管理事業費負担金（維持管理分）
	営 業 外 収 益	805,930,000	846,795,604		40,865,604	管理事業費負担金（資本費回収分） 長期前受金戻入
	特 別 利 益	5,957,000	1,182,657		△ 4,774,343	令和元年度分消費税還付金
支 出	流域下水道事業費用	1,254,458,000	1,216,583,451	0	37,874,549	
	営 業 費 用	1,231,100,000	1,193,697,405	0	37,402,595	天神川流域下水道事業指定管理料 減価償却費
	営 業 外 費 用	23,358,000	22,886,046	0	471,954	企業債利息
差 引		39,666,000	129,980,787			

注 消費税等を含む。

ア 収 入

営業収益の主なものは、管理事業費負担金（維持管理分）4億9,384万円である。

営業外収益の主なものは、管理事業費負担金（資本費回収分）（注27）1億8,156万円、
長期前受金戻入5億7,488万円である。

イ 支 出

営業費用の主なものは、指定管理委託料4億3,609万円、減価償却費6億5,932万円である。

ウ 差 引

収入支出差引額は1億2,998万円の黒字である。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	増・減 不用額	決算額の主なもの
収 入	資本的収入	1,400,638,885	1,271,179,427		△ 129,459,458	
	企業債	286,000,000	257,000,000		△ 29,000,000	
	他会計補助金	7,810,000	6,600,691		△ 1,209,309	一般会計繰入金
	他会計負担金	12,417,000	8,432,731		△ 3,984,269	
	国庫補助金	791,216,590	729,639,653		△ 61,576,937	
	建設事業費負担金	303,195,295	269,506,352		△ 33,688,943	
支 出	資本的支出	1,541,657,180	1,412,519,412	15,486,951	113,650,817	
	建設改良費	1,379,334,180	1,250,197,811	15,486,951	113,649,418	幹線管渠更生工事
	企業債償還金	90,814,000	90,813,058	0	942	
	他会計借入金償還金	71,509,000	71,508,543	0	457	
差 引		△ 141,018,295	△ 141,339,985			

注 消費税等を含む。

ア 収 入

決算額の主なものは、企業債 2 億 5,700 万円、国庫補助金 7 億 2,963 万円である。

イ 支 出

決算額の主なものは、建設改良費 1 億 2,501 万円、企業債償還金 9,081 万円である。

ウ 差 引

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 4,133 万円は、当年度分消費税資本的収支調整額 (注 28) 2,483 万円、繰越工事資金 (注 29) 951 万円及び引継金 (注 30) 1 億 699 万円を補てんしている。

3 損益計算書

(単位：円)

区 分		令和2年度
1	営 業 収 益	453,259,991
2	営 業 費 用	1,150,046,723
	営 業 損 益	△ 696,786,732
3	営 業 外 収 益	830,453,269
4	営 業 外 費 用	30,492,010
	経 常 収 益 (1+3)	1,283,713,260
	経 常 費 用 (2+4)	1,180,538,733
	経 常 損 益	103,174,527
5	特 別 利 益	1,182,657
6	特 別 損 失	0
	当 年 度 純 損 益	104,357,184
	前 年 度 繰 越 欠 損 金	0
	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	104,357,184

注 消費税等を除く。

ア 営業収益の主なものは、市町負担金（維持管理分）4億4,895万円である。

イ 営業費用の主なものは、指定管理委託料3億9,827万円、減価償却費6億5,932万円である。

ウ 営業外収益の主なものは、市町負担金（資本費回収分）1億8,156万円、長期前受金戻入5億7,488万円である。

エ 営業外費用は、企業債利息2,193万円である。

オ 特別利益は、消費税還付金である。

カ 未処分利益剰余金の処分は、繰越利益剰余金で議会に提案する予定である。

費用の構成状況

(単位：円、%)

区分	令和2年度		備 考
	金額	構成比	
職 員 給 与 費	14,914,415	1.3	給料、手当、法定福利費 2名
委 託 料	400,459,675	33.9	指定管理委託料398,271,825円含む
減 価 償 却 費	659,321,621	55.8	
資 産 減 耗 費	64,960,787	5.5	
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	21,939,344	1.9	
そ の 他 の 経 費	18,942,891	1.6	
合 計	1,180,538,733	100.0	

注 消費税等を除く。

4 剰余金計算書

資本剰余金は7億9,743万円であり、これは、主として非償却資産に係る国庫補助金である。

5 剰余金処分計算書

当年度未処分利益剰余金1億435万円は、繰越利益剰余金とすることとしている。

6 比較貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和2年度期末 (A)	平成2年度期首 (B)	増・減 (A)－(B)	(A)欄の主なもの
(資産の部)				
1 固 定 資 産	13,898,047,739	13,460,003,457	438,044,282	
(1) 有 形 固 定 資 産	13,888,707,739	13,448,703,457	440,004,282	天神浄化センター、管渠
(2) 無 形 固 定 資 産	7,840,000	9,800,000	△ 1,960,000	ソフトウェア
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	1,500,000	1,500,000	0	出資金
3 流 動 資 産	1,005,558,737	385,442,782	620,115,955	
(1) 現 金 預 金	859,760,552	378,146,265	481,614,287	
(2) 未 収 金	145,798,185	5,968,740	139,829,445	
(3) そ の 他 流 動 資 産	0	1,327,777	△ 1,327,777	
資 産 合 計	14,903,606,476	13,845,446,239	1,058,160,237	
(負債の部)				
4 固 定 負 債	2,754,336,882	2,734,619,751	19,717,131	
(1) 企 業 債	1,457,452,041	1,293,734,910	163,717,131	企業債未償還元金
(2) 他 会 計 借 入 金	1,296,834,841	1,440,834,841	△ 144,000,000	
(3) 預 り 金	50,000	50,000	0	
5 流 動 負 債	763,735,742	179,565,084	584,170,658	
(1) 企 業 債	93,282,869	90,813,058	2,469,811	企業債未償還元金
(2) 他 会 計 借 入 金	144,000,000	71,508,543	72,491,457	
(3) 未 払 金	525,508,873	16,700,871	508,808,002	委託料、工事費
(4) 引 当 金	944,000	0	944,000	賞与引当金
(5) そ の 他 流 動 負 債	0	542,612	△ 542,612	
6 繰 延 収 益	10,421,814,408	10,071,899,144	349,915,264	
(1) 長 期 前 受 金	10,964,256,148	10,071,899,144	892,357,004	国庫補助金等
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 542,441,740	0	△ 542,441,740	国庫補助金等に係る減価償却見合いの収益化額
負 債 合 計	13,939,887,032	12,986,083,979	953,803,053	
(資本の部)				
7 資 本 金	61,931,984	61,931,984	0	
8 剰 余 金	901,787,460	797,430,276	104,357,184	
(1) 資 本 剰 余 金	797,430,276	797,430,276	0	
(2) 利 益 剰 余 金	104,357,184	0	104,357,184	
当年度未処分利益剰余金	104,357,184	0	104,357,184	
資 本 合 計	963,719,444	859,362,260	104,357,184	
負 債 資 本 合 計	14,903,606,476	13,845,446,239	1,058,160,237	

注 消費税等を除く。

ア 有形固定資産が4億4,000万円増加したのは、主として構築物（管渠更生工事）と機械及び装置（脱水設備工事等）が増加したためである。

イ 固定負債の企業債が1億6,371万円増加したのは、9,328万円が流動負債へ移動し、2億5,700万円借り入れたためである。

7 キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

区 分	令和2年度
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	104,357,184
減価償却費	659,321,621
固定資産除却損	39,121,695
過年度修正益	△ 502,853
賞与引当金の増減額	944,000
長期前受金戻入額	△ 574,889,535
受取利息及び受取配当金	△ 3,532
支払利息及び企業債取扱諸費	21,939,344
未収金の増減額 (△は増加)	△ 139,829,445
未払金の増減額 (△は減少)	508,808,002
その他流動資産の増減額 (△は増加)	1,327,777
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 542,612
小計	620,051,646
利息の受取額	3,532
利息の支払額	△ 21,939,344
業務活動によるキャッシュ・フロー	598,115,834
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,136,543,470
国・県補助金等による収入	925,363,524
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 211,179,946
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	257,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 90,813,058
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 71,508,543
財務活動によるキャッシュ・フロー	94,678,399
資金増加額 (又は減少額)	481,614,287
資金期首残高	378,146,265
資金期末残高	859,760,552

業務活動によるキャッシュ・フローは5億9,811万円の黒字、投資活動によるキャッシュ・フローは2億1,117万円の赤字、財務活動によるキャッシュ・フローは9,467万円の黒字であり、当年度資金増加額は4億8,161万円である。資金期首残高3億7,814万円に対し、資金期末残高は8億5,976万円となっている。

(参考1) 指定管理者の経営状況等

比較正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増・減	対前年比
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益	436,094,030	468,523,096	△ 32,429,066	93.1%
① 基本財産運用益	300	300	0	100.0%
② 事業収益	436,093,597	468,522,429	△ 32,428,832	93.1%
③ 雑収益	133	367	△ 234	36.2%
(2) 経常費用	435,884,018	468,663,889	△ 32,779,871	93.0%
① 事業費	421,220,639	453,896,289	△ 32,675,650	92.8%
② 管理費	14,663,379	14,767,600	△ 104,221	99.3%
当期一般正味財産増減額	210,012	△ 140,793	350,805	—
一般正味財産期首残額	1,145,943	1,286,736	△ 140,793	89.1%
一般正味財産期末残額	1,355,955	1,145,943	210,012	118.3%
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残額	3,000,000	3,000,000	0	100.0%
指定正味財産期末残額	3,000,000	3,000,000	0	100.0%
III 正味財産期末残高	4,355,955	4,145,943	210,012	105.1%

注 消費税等を含む。

ア 事業収益は、県からの指定管理委託料である。

イ 事業費の主なものは、管理運営関係職員給与、運転・保守管理等委託料、光熱水費である。

ウ 管理費の主なものは、総務関係職員給与、事務所で使用する経費等である。

エ 当期一般正味財産増減額は、貯蔵品の増加によるものである。

オ 指定正味財産期末残額は、県及び市町からの出捐金である。

比較貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和2年度	平成元年度	増・減	(A)欄の主なもの
	(A)	(B)	(A)－(B)	
I 資産の部	33,264,162	37,293,162	△ 4,029,000	
1 流動資産	30,264,162	34,293,162	△ 4,029,000	
(1) 現金預金	28,872,916	33,117,269	△ 4,244,353	普通預金
(2) 未収金	35,291	29,950	5,341	
(3) 貯蔵品	1,355,955	1,145,943	210,012	業務用薬品等
2 固定資産	3,000,000	3,000,000	0	
(1) 基本財産	3,000,000	3,000,000	0	
II 負債の部	28,908,207	33,147,219	△ 4,239,012	
1 流動負債	28,908,207	33,147,219	△ 4,239,012	
(1) 預り金	147,084	212,664	△ 65,580	
(2) 未払金	28,761,123	32,934,555	△ 4,173,432	
III 正味財産の部	4,355,955	4,145,943	210,012	
1 指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0	県、市町出捐金
2 一般正味財産	1,355,955	1,145,943	210,012	
負債及び正味財産合計	33,264,162	37,293,162	△ 4,029,000	

注 消費税等を含む。

指定管理委託料の状況（令和元～5年度）

年 度	協定書に規定する 指定管理料 (A)	精 算 額 (B)	(A)－(B)
R 1年度	496,414,000円	468,522,429円	27,891,571円
R 2年度	498,201,000円	436,093,597円	62,107,403円
R 3年度	496,142,000円	—	—
R 4年度	495,958,000円	—	—
R 5年度	491,205,000円	—	—
計	2,477,920,000円		

※消費税等を含む。

(参考2) 主要経営指標の推移

指 標		区分	令和元年度	令和2年度
財務の健全性	1 自己資本構成比率 (%)	鳥取県	—	65.3
		全 国	62.5	—
	2 固定資産対長期資本比率 (%)	鳥取県	—	98.3
		全 国	101.4	—
	3 流 動 比 率 (%)	鳥取県	—	131.7
		全 国	70.1	—
事業の活動性	4 固定資産回転率 (回)	鳥取県	—	0.03
		全 国	0.04	—
	5 流動資産回転率 (回)	鳥取県	—	0.65
		全 国	1.13	—
	6 未収金回転率 (回)	鳥取県	—	5.97
		全 国	5.55	—
事業の収益性	7 総収支比率 (%)	鳥取県	—	108.8
		全 国	107.0	—
	8 営業収支比率 (%)	鳥取県	—	39.4
		全 国	72.9	—
	9 利子負担率 (%)	鳥取県	—	1.4
		全 国	1.6	—

注1 指標全国値は、総務省自治財政局編「地方公営企業年鑑」による。

注2 指標の説明は、企業局の「指標の説明」を参照。

用語説明

(企業会計)

用語説明

項 目		説 明
鳥取県公営企業会計 決算審査意見書		<p>鳥取県の公営企業会計は、県営企業会計（電気事業・工業用水道事業・埋立事業）、県営病院事業会計及び天神川流域下水道事業会計がある。</p> <p>知事は、これらの事業の管理者から提出された決算書やその他の関係書類を監査委員の審査に付さなければならないことになっている。（地方公営企業法第 30 条第 2 項）</p> <p>監査委員の審査は、決算及び決算附属書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかなどの観点で行い、意見書として取りまとめ、知事に提出する。</p> <p>知事は、この意見書を決算書に付けて県議会の認定に付さなければならないことになっている。（地方公営企業法第 30 条第 4 項）</p> <p>〔地方公営企業法〕 （決算） 第 30 条 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。</p> <p>〔決算及び決算附属書類〕 決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表（地方公営企業法第 30 条第 9 項） キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（地方公営企業法施行令第 23 条）</p>
番 号	項 目	説 明
注 1	県営電気事業	<p>鳥取県が経営する電気事業は、産業基盤整備の一環として水力発電所が整備され、現在、12 か所の発電所（うち 1 か所は令和 2 年 9 月からコンセッションにより選ばれた事業者に移管）がある。また、風力発電所は 1 か所で、太陽光発電所は 8 か所である。</p> <p>発電した電力は、中国電力（株）と県内の地域新電力に売却している。</p>

番 号	項 目	説 明
注 2	県営工業用水道事業	鳥取県が経営する工業用水道事業は、産業基盤整備の一環として、鳥取地区、日野川において運営している。
注 3	県営埋立事業	鳥取県が経営する埋立事業は、産業基盤整備の一環として臨海地を埋め立て、工業団地の整備を行い、販売を行ってきた。 現在までに、整備、保有している3地区のうち、境港外港昭和地区(注 32 参照)は平成 28 年度に完売し、米子港旗ヶ崎地区(注 33 参照)もほぼ完売したが、境港外港竹内地区(注 34 参照)では未売却地が残っており、現在販売を続けている。
注 4	決算諸表	「決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表」をいう。 (地方公営企業法第 30 条第 9 項)
注 5	関係諸帳簿、証書類	公営企業において、複式簿記の原則を適用し作成された資産、負債、資本、費用及び収益の状況を記録した伝票、総勘定元帳、現金出納簿等帳簿類、現金、有価証券等の保有を示す預金、株式等の証書類をいう。
注 6	定期監査	監査委員が、毎会計年度、少なくとも 1 回以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。 県の財務に関する事務(収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び病院事業の 4 事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で行う監査のことをいう。(地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項)
注 7	例月現金出納検査	県及び地方公営企業の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査のことをいう。 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

番 号	項 目	説 明
注 8	経営の基本原則	<p>地方公営企業法第 3 条において「経営の基本原則」として定められているものである。</p> <p>[地方公営企業法] (経営の基本原則)</p> <p>第 3 条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>
注 9	出納取扱金融機関の証明	<p>出納取扱金融機関とは、地方公営企業の管理者（電気事業、工業用水道事業、埋立事業については知事、病院事業については病院事業管理者）が、地方公営企業法第 27 条の規定により、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせるために、当該地方公共団体の長の同意を得て指定した金融機関をいう。</p> <p>監査委員は、決算審査に当たっては、管理者にこの金融機関が発行する公金の出納額等についての証明の提出を求め、決算額とチェックを行うこととしている。</p>
注 10	経常損益	<p>公営企業の本来の事業及び事業外で発生した収益から費用を差し引いたものである。</p> <p>損益計算書の区分の一つで、</p> <p style="text-align: center;">○経常損益＝経常収益（営業収益＋営業外収益） －経常費用（営業費用＋営業外費用）</p> <p>で求められ、結果がプラスであれば経常利益、マイナスであれば経常損失となる。</p>
注 11	鳥取県企業局経営プラン	<p>「鳥取県企業局経営プラン(平成 26 年度～28 年度)」に基づき、経営の健全化・効率化に向けた取組みを進めてきた結果を踏まえ、企業局を取り巻く経営環境の変化に適切かつ的確に対応するため、持続可能な経営を目指すこととして、平成 29 年度～平成 38 年度までを計画期間として平成 29 年 3 月に策定した。（P. 36（参考 5）参照）</p>

番 号	項 目	説 明
注 12	コンセッション (公共事業等運 営権)	<p>コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。（平成 23 年 P F I 法改正による導入）</p> <p>施設の使用、施設使用に伴う収益を得る権利を公共事業運営権として設定（保障）するとともに、その使用に伴う一定の義務（施設管理のほか、運営権対価の納付を含む）及びリスクを事業者が負担する。</p>
注 13	固定価格買取制 度(F I T(フィ ット)制度)	<p>主に、再生可能エネルギーと呼ばれる自然エネルギーにより発電した電力を買い取る制度で太陽光発電、風力発電、小水力発電などが対象となっている。</p> <p>フィットは、フィードインタリフ【 Feed-in Tariffs 】の略。</p> <p>再生可能エネルギーを用いて発電された電力について、電気事業者が一定の期間・価格で買取が義務づけられる制度であり、平成 24 年 7 月 1 日からスタートしている。</p>
注 14	MW h (メガワットア ワー)	<p>供給電力量の単位である。電力量とは、電流によってなされる仕事の量(エネルギー量のこと)で、その単位としてWh(ワットアワー)が用いられる。これは1Wの電力を1時間使用した場合の電力量のことで、家庭用の電力量は1Whの1,000倍を表す1kWh(キロワットアワー)がよく用いられる。MWhは1kWhのさらに1,000倍である。</p> <p>・電力(W)＝電流(A)×電圧(V)　・電力量(Wh)＝電力(W)×時間(h)</p>
注 15	決算報告書	<p>公営企業会計の管理者が決算の調製のために作成する書類の一つである。様式は、地方公営企業法施行規則第 48 条の別記第 9 号で定められている。</p>
注 16	収益的収入及び 支出	<p>地方公営企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。（注 15「決算報告書」中の 1 項目）</p>
注 17	長期前受金戻入	<p>会計基準の移行により、補助金等により取得した固定資産の減価償却の際に、取得価額から補助金等充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金等未充当部分についてのみ減価償却を行う「みなし償却」制度が廃止され、償却資産の取得又は改良に伴い交付された補助金等については「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を「長期前受金戻入（営業外収益）」として順次収益化する。</p>

番 号	項 目	説 明
注 18	資本的収入及び支出	収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良費(注 22 参照)及び企業債に関する収入及び支出である。(注 15「決算報告書」中の 1 項目)
注 19	繰延運営権対価	<p>運営権対価とは、公共施設等運営権(コンセッション)制度において民間事業者が運営権取得に対して公共団体等に支払う対価のこと。</p> <p>公共団体等の管理者は、運営権対価を運営権設定時や対価受取時に一括で収益認識するのではなく、長期前受収益(注 17 参照)として繰延べ(繰延運営権対価)、運営権の存続期間にわたり時の経過に基づき収益認識し、貸借対照表に記載する。(P. 13 参照)</p> <p>繰延とは、当期の支払いや入金のうち次期分に該当する費用や収益が含まれている場合に、次期以降の分を除くことをいう。</p>
注 20	建設改良費	事業に係る施設の建設、機能の増進に要する経費で、この決算上では、主に新規発電所の建設仮勘定、電気事業及び工業用水道事業設備の改良経費である。
注 21	損益計算書・比較損益計算書	<p>損益計算書は、当該年度の経営活動の結果を明らかにするため、その期間に発生した全ての収益とそれに対応する全ての費用を一つの表に記載することにより、企業の経営成績を明らかにするものである。</p> <p>比較損益計算書は、前年度の期末と当該年度の期末の損益計算書を比較して 1 年間の経営成績の動きを明らかにするものである。</p>
注 22	剰余金計算書・欠損金計算書	<p>剰余金(利益剰余金及び資本剰余金)が年度中にどのように変動したかの内容を示すものである。</p> <p>利益剰余金は、利益が発生した場合に積み立てる減債積立金等であり、資本剰余金は、受贈財産評価額や償却資産以外の固定資産の取得又は改良等に充てるために繰り入れた寄付金等をいう。</p>
注 23	開発改良積立金	施設設備の整備や改良のために積み立てる資金である。
注 24	剰余金処分計算書・欠損金処理計算書	<p>剰余金処分計算書は、当年度の利益が発生した場合に積み立てるべき剰余金が未処理の場合に、その剰余金をどのように処分すべきか示すものである。</p> <p>欠損金処理計算書は、当年度に発生した損失金が未処理の場合に、その欠損金をどのように処理するか示すものである。</p>

番 号	項 目	説 明
注 25	貸借対照表・ 比較貸借対照表	<p>貸借対照表は、年度の期末における資産・負債・資本の状態を示すものである。</p> <p>比較貸借対照表は、年度の期末を比較し、資産・負債・資本の動きを示すものである。</p> <p>資産とは、企業が経済活動をするために持っている現金・土地・建物などのいわゆる財産のことをいう。</p> <p>負債とは、将来支払いをしなければならない義務(債務)のことをいい、いわばマイナスの財産である。</p> <p>資本とは、資産から負債を差し引いた正味の財産である。</p>
注 26	引当金	<p>将来予想される特定の支出や損失に備えるために積み立てる資金のこと。</p> <p>退職給付引当金は、職員が退職する際に支払われる退職手当について、期末時点の発生見込額を退職給付引当金として計上するものである。特別修繕引当金は、保有する有形固定資産のうち重要な固定資産の定期的に数年に一度行われるような大規模な修繕に対して積み立てる資金である。また、賞与引当金は、従業員などに支払う賞与を前期に計算して、準備しておくためのもの。</p>
注 27	長期前受金収益 化累計額	<p>長期前受金(注 17 参照)を収益化した額の累計額を、当該長期前受金の項目に対する控除項目として表示したものである。</p>
注 28	運営権者更新投資	<p>民間資金法第 2 条第 6 項に基づき、運営権者が行う公共施設等の維持管理をいう。</p> <p>公共団体等の管理者は、運営権者が更新投資した施設等の価額を資産に計上し、当該資産額のうち運営権者が負担した金額を負債として計上したうえで順次収益化(繰延収益)し、貸借対象に記載する。 (P. 13 参照)</p>
注 29	キャッシュ・フ ロー計算書	<p>地方公営企業会計のキャッシュ・フロー(資金収支)の状況を示す書類であり、会計基準の移行により、決算と併せて提出すべき書類(決算附属書類)として位置付けられたものである。</p>
注 30	給水能力	<p>企業局が供給可能な 1 日当たりの給水量をいう。</p>
注 31	出資金	<p>県の一般会計から当該企業会計に対して繰り出された資金のことである。</p>

番 号	項 目	説 明
注 32	損益勘定留保資金	各年度に費用として計上された、現金支出を伴わない減価償却費等に相当する額が、企業内部に残されたものである。
注 33	消費税及び地方消費税資本的収支調整額	消費税の導入に伴い、消費税関係の内部留保資金が発生することとなり、「消費税等資本的収支調整額」とし、補てん財源としている。
注 34	境港外港昭和地区	昭和 37 年度から埋立てが開始され、昭和 42 年度に工事が完成した。立地企業は主に水産加工業となっている。
注 35	米子港旗ヶ崎地区	昭和 47 年度から造成を開始し、昭和 51 年度に工事が完了した。立地企業は主に食品加工業、食品卸業となっている。
注 36	境港外港竹内地区	昭和 49 年度の工事開始予定が、住民の反対運動により昭和 53 年度に本格工事開始となった。当地区の造成期間は、オイルショックをはじめとする景気の低迷期と重なり、平成 2 年度にようやく完成した。昭和 61 年度から分譲が開始され、平成 9 年度には山陰・夢みなと博覧会の会場となった。 立地企業は、製造業、商業等多様な構成となっている。
注 37	繰延年賦売却損・繰延年賦売却益	繰延年賦売却損(売値が原価を下回る場合生じる損失)は、割賦分譲契約の締結によって生じる売却損相当額を計上し、各年の分譲代金収納時に売却損を繰延年数で割った額を費用として計上するものである。繰延年賦売却益はその逆の場合をいう。
注 38	主要経営指標	経営成績及び財政状態の良否を分析するために必要な指標である。鳥取県監査委員は、公営企業会計の各事業の経営の状況を判断するため、「財務の健全性」、「事業の活動性」、「事業の収益性」の観点から 9 つの指標を選択している。

用語説明

(病院事業会計)

用語説明（企業会計と共通に使用している用語については、企業会計の用語説明を参照のこと。）

番号	項目	説明
注1	県営病院事業	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）によって中央病院と厚生病院の2病院が設置されている。 本県では、平成7年4月1日から地方公営企業法の規定を全部適用し、病院事業管理者を置き、病院局がこれら2病院を統括管理している。
注2	患者1人1日当たりの診療単価	<ul style="list-style-type: none"> ・入院診療単価＝入院収益÷年延べ入院患者数 ・外来診療単価＝外来収益÷年延べ外来患者数
注3	医業損益	病院本来の医業活動に伴う収支である。 医業損益（収支）＝医業収益－医業費用
注4	医業外損益	医業活動以外の原因から生ずる収益と費用の収支である。 医業外損益（収支）＝医業外収益－医業外費用 <ul style="list-style-type: none"> ・医業外収益の例：負担金交付金、預金利息 ・医業外費用の例：企業債利息、長期借入金利息
注5	ハイブリッド手術室	血管X線撮影装置を備えた手術室のことで、カテーテルを使う内科的治療と外科的手術が連続してかつ安全に行え、高度な医療技術に対応することができる。
注6	内視鏡手術支援ロボット「ダヴィンチ」	米国で開発された手術支援ロボットの名称である（da Vinci Surgical System）。1～2cmの小さな創より内視鏡カメラとロボットアームを挿入し、高度な内視鏡手術を可能にした最先端の医療機器である。外科医は3Dモニター画面を見ながらロボットアームを操作して手術を行う。 数カ所の小さな切開部から手術を行うため、傷が小さく、出血も抑えられ、手術後の回復が早く、患者の負担が少ない。
注7	がん診療連携拠点病院	専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦、厚生労働大臣が適当と認めて指定した病院である。がん診療連携拠点病院には、各都道府県で中心的役割を果たす「都道府県がん診療連携拠点病院」と、都道府県の各地域（2次医療圏）で中心的役割を果たす「地域がん診療連携拠点病院」がある。

番号	項目	説明
注8	DPC特定病院群	DPC/PDPS（注23参照）の対象病院は、診療機能に応じて大学病院本院群、DPC特定病院群（大学病院本院群に次ぐ高機能な病院）、DPC標準病院群（大学病院本院群・DPC特定病院群以外の病院）に分類される。 一定以上の医師研修の実施や診療密度等の要件を満たす医療機関により構成され、令和2年度の指定に当たっては平成30年10月から令和元年9月までの実績が評価の対象となる。
注9	新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画による、新型コロナウイルス感染症発生時の医療供給体制の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症患者入院協力医療機関に対して、県が確保要請した病床のうち空床となった部分について、医療機関の収益損失補填のため定額を助成するもの。 財源は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）で、補助率10/10。
注10	地域医療連携棟	厚生病院で平成24年2月に竣工。地域医療連携室、地域医療連携室専用相談室、すずかけサロン（がん患者と家族の交流の場）を整備した。その後、平成30年11月、診療・相談機能を充実させるため増築し患者支援棟を整備、令和2年4月から共用を開始している。
注11	7対1看護体制	平均入院患者数に対する実質勤務看護職員数の割合（入院患者7人に看護師1人）で、入院の看護配置の体制のことである。
注12	DMAT（ディーマット）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害医療派遣チーム）は、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。
注13	ER病棟	ER（Emergency Room：救急治療室）として、中央病院で24時間体制の救急医療専用の病棟を平成25年11月に病床数14床で整備した。 平成30年12月に開院した新病院においては、病床数を20床とした。
注14	PET-CT	PET画像とCT画像を合成して診断画像を作成する、がんの早期診断に有効な診断装置である。 PET（Positron Emission Tomography：陽電子放出断層撮影）は、放射性薬剤を体内に投与して特殊なカメラで画像化する検査であり、CT（Computed Tomography：コンピュータ断層撮影法）は、X線を使って身体の断面を撮影する検査である。

番号	項目	説明
注15	強度変調放射線治療機器	強度変調放射線治療(Intensity Modulated Radiation Therapy: IMRT)とは、正常な細胞への照射を抑えつつ腫瘍部分に放射線を集中して照射する技術であり、従来法では不可能であった理想的な放射線治療が行える、がんの治療に有用な治療機器である。
注16	総合医療情報システム	医師の指示や記録を入力する電子カルテと、薬剤、検査、会計などの部門システムを接続して構築されたシステム群のことである。 厚生病院は平成26年3月に、中央病院では平成29年11月に更新を行った。
注17	地域包括ケア病棟	病床の機能分化を促進するため、7対1看護体制(注13参照)の要件の厳格化とあわせて、平成26年度から評価されることとなった急性期を脱した患者の在宅復帰等に向けた支援等を行う病棟である。 平成28年4月、厚生病院の1病棟・43床を一般病棟から転換した。
注18	法定福利費	健康保険料・厚生年金保険料の事業主負担分など、企業が負担する従業員に係る社会保険料のことである。
注19	診療材料費	<ul style="list-style-type: none"> 診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レントゲンフィルム、歯科用材料等の費用。 診療用具(患者の用に供するものを含む。)等であって、1年以内に消費するもの。例えば、注射針、注射器、カテーテル等の費用。
注20	医療消耗備品費	診療用具(患者の用に供するものを含む。)や患者給食用具等であって、減価償却等を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるもの。例えば、聴診器、血圧計等の費用。
注21	研究研修費	病院事業費用の科目の一つで、研究材料費や図書費等である。
注22	その他の経費	経費、資産減耗費、長期前払消費税償却、雑損失、特別損失である。
注23	DPC/PDPS	DPC/PDPS(Diagnosis Procedure Combination/Per-Diem Payment System)制度は、患者分類としての診断群分類に基づく急性期入院医療を対象とした、診療報酬の包括評価制度である。

番号	項目	説明
注24	機能評価係数Ⅱ	<p>DPC/PDPS（注23参照）において、各医療機関の設備・体制や診療機能等の特性を診療報酬に反映させるため、医療機関ごとに機能評価係数等が設定されている。</p> <p>このうち機能評価係数Ⅱは、前々年10月1日から前年9月30日までの12か月間のデータに基づき、保険診療、効率性、複雑性、カバー率、救急医療、地域医療の6係数から算出される。</p> <p>この係数が大きい病院の方が高度な医療機能を有するとみなされ、1日当たりの診療報酬単価を高く請求することができる。</p>
	係数の名称	評価の考え方
	保険診療係数	適切なDPCデータの作成、病院情報を公表する取組みを評価
	効率性係数	各医療機関における在院日数短縮の努力を評価
	複雑性係数	各医療機関における患者構成の差を1入院あたり点数で評価
	カバー率係数	様々な疾患に対応できる総合的な体制について評価
	救急医療係数	救急医療（緊急入院）の対象となる患者治療に要する資源投入量の乖離を評価
	地域医療係数	地域医療への貢献を評価（中山間地域や僻地において、必要な医療提供の機能を果たしている施設を主として評価）

用語説明

(天神川流域下水道事業会計)

用語説明（企業会計と共通に使用している用語については、企業会計の用語説明を参照のこと。）

番号	項目	説明
注1	天神川流域下水道事業	<p>鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）により設置されている。</p> <p>本県では、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、経営を行っている。</p> <p>流域下水道は、二つ以上の市町の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道のことである。</p>
注2	官庁会計	<p>現金の異動に着目し、異動があった時点でその事実について収入と支出に分けて計上する現金主義で、現金という経済価値の増減だけ記録する単式簿記となっているもの。</p>
注3	地方公営企業法の財務規定等	<p>地方公営企業法の規定のうち、第3章を中心とする財務・会計に関する規定（第3条～第6条、第17条～第35条、第40条、第41条、附則第2項、第3項）。</p> <p>法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについては、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を適用することができる。</p>
注4	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	<p>天神川流域下水道の維持管理に関する業務を行うとともに、下水道知識の普及・啓発活動及び下水道技術に関する調査研究等を行い、県及び流域関連市町が実施する下水道事業に協力し、もって地域住民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的に昭和57年8月1日に財団法人として設立され、平成24年4月1日に公益財団法人となった。</p>
注5	指定管理者	<p>公の施設のより効果的・効率的な管理、運営を行わせるため、地方公共団体が、期間を定めて指定する団体（民間事業者を含む。）のことをいう。</p>

番号	項目	説明
注6	財政的援助団体等監査	<p>県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査で、毎年度行っている。</p> <p>監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が4分の1以上の団体又は県若しくは県の出資割合が2分の1以上の団体の出資割合の合計が4分の1以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。</p> <p>〔地方自治法第199条第7項〕</p>
注7	処理可能人口	天神川流域関連公共下水道を供用開始した区域における人口であり、天神川流域関連公共下水道に未接続の人口も含む。
注8	水洗化人口	処理可能人口のうち、天神川流域関連公共下水道に接続済みの人口である。
注9	水洗化率	処理可能人口のうち、水洗化人口の割合を表した指標である。
注10	管理事業費負担金	天神川流域下水道施設の維持管理に要する費用を流域関連市町が負担する維持管理費負担金と、同施設の建設改良に係る県負担費用(起債の元利償還金及び過去に県が償還した元利償還金(県一般会計からの借入金))を回収する資本回収費負担金から成るものである。
注11	建設事業費負担金	天神川流域下水道施設の建設改良に要する費用のうち、流域関連市町の負担としているもので、国庫補助事業の建設改良費から国庫補助金を除いた費用の2分の1としている。
注12	流入汚水量	流量計で計測した時点での汚水量のことである。

番号	項目	説明
注13	有収水量	終末処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のことである。
注14	水中攪拌機運転方法	反応タンク（活性汚泥と呼ばれる多量の微生物の入った泥と汚水に空気を送り込んでかき混ぜる施設。）の嫌気槽（汚水に空気を送らない状態をかき混ぜる施設）にある水中攪拌機の運転方法のことである。 嫌気槽1槽に2台ある水中攪拌機のうち、上流側の1台を夜間の12時間停止することで使用電力量の削減を行った。
注15	不明水	分流式下水道において汚水系統に流入する下水のうちで、地下水、直接侵入水（マンホールの蓋穴などによって、汚水管系統に流入する雨水）などからなるものをいう。
注16	分流式下水道	汚水と雨水を、それぞれ別の管路系統で排除する下水道であり、天神川流域下水道は汚水のみを排除するものである。
注17	管渠更生工事	地中に埋設されている下水道管を掘り返すことなく、下水管の内側から老朽化した部分を鋼材等で補強する工法のことである。
注18	受益者	下水道整備によって利益を受ける区域内的の土地所有者（住民、事業者等）等のことである。
注19	社会インフラ	人間の活動の基盤となる基盤（インフラ）の中でも、特に生活や福祉に関するもので、上下水道設備や医療・福祉制度などが含まれる。
注20	着水井ゲート	汚水が終末処理場に最初に流入する箇所である着水井に設置してあるゲートのことで、ゲートの操作を実施することで管渠から流入する汚水量を調整することができる。
注21	揚水ポンプ	終末処理場に流入した汚水を水処理施設に移送するためのポンプのことである。

番号	項目	説明
注22	終末処理場	下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために設けられる施設である。
注23	汚泥処理能力	汚泥を濃縮・脱水等することにより、減容化を図り、衛生的で取り扱いやすい状態にする能力のことである。
注24	排水能力	ポンプで汚水を汲み上げて水処理施設に移送する能力のことである。
注25	流域内行政人口	住民基本台帳に記載された人口のことである。ただし、湯梨浜町は旧泊村を、北栄町は旧大栄町の人口を除いたものである。
注26	普及率	流域内行政人口のうち、処理可能人口の割合を表した指標のことである。
注27	管理事業費負担金(資本費回収分)	注10参照。
注28	当年度分消費税資本的収支調整額	資本的支出に係る消費税及び地方消費税から資本的収入に係る消費税及び地方消費税等を控除した消費税及び地方消費税の内部留保資金のことである。
注29	繰越工事資金	前年度以前において既に受け入れた一般会計からの工事負担金のことである。
注30	引継金	公営企業の開始当初に属する現金等として引き継いだもののうち、資本的支出の財源として充てうるもののことである。